

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの確立を経営の最重要課題の一つとして認識し、コンプライアンスの徹底を図るために、取締役及び監査役制度を軸として、コーポレート・ガバナンス体制の充実・強化に取組んでおります。また企業の永続的な成長発展のためには、安定的な企業利益の追求と社会的責任を果たすことが重要であると考え、株主や顧客の皆様をはじめとするあらゆるステークホルダーの信頼と評価を得られるよう、経営の健全性・効率性の確保とその監督機能強化に努めてまいります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
岩佐 実次	14,044,650	26.97
日本道路興運株式会社	5,204,413	9.99
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	1,596,300	3.06
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,134,000	2.17
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	589,800	1.13
日本証券金融株式会社	467,400	0.89
石橋 仁至	455,500	0.87
河村 國一	449,700	0.86
リソー教育従業員持株会	416,480	0.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	396,200	0.76

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

### 補足説明 [更新](#)

- 【大株主の状況】は、2016年2月29日現在の状況を記載しております。
- 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式は、信託業務に係る株式であります。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期

2月

業種

サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数

500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高

100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

---

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

---

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐藤 敏郎	弁護士									▲		
小西 徹	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d,e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 敏郎		当社は、過去において社外取締役の佐藤敏郎氏が所属している税理士法人K・T・T woと顧問委託契約を締結しておりました。	弁護士および税理士としての専門的見地ならびに経営に対する高い見識から有益なアドバイスをいただけるものと期待して、社外取締役として選任しております。
小西 徹	○	——	弁護士としての専門的見地並びにコンプライアンスに関する高い見識を、当社の経営に反映していただくことが期待でき、当社の経営陣から独立した判断を下すことが可能な方であることから、社外取締役として適任と考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

## 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	6名
監査役の人数 <a href="#">更新</a>	3名

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と意見の交換、情報の聴取等を行い、必要に応じて監査に立ち会うなど連携を高めながらコンプライアンスの徹底や業務改善に反映させております。特に会計監査時においては、各監査役、会計監査人、内部監査室の間で、適時監査の状況報告と意見交換を行い、監査終了後には文書にて監査実施概要及び監査結果について会計監査人から報告を受けております。  
また監査役は、内部監査室と連携して実査等を行っております。さらに内部監査室とは適時会合を持ち、内部統制システムの整備状況や内部監査結果等に関する報告を受け、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

### 会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
阿部 一博	他の会社の出身者													▲
中里 拓哉	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
阿部 一博		当社は、過去において社外監査役阿部一博氏が所属している阿部・吉田・三瓶法律会計事務所と法律顧問契約を締結しております。	弁護士として豊富な経験と専門知識を有しております、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待して、社外監査役として選任しております。
中里 拓哉	○	——	公認会計士として企業会計に精通しており、専門的見地並びに経営に関する高い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任しております。

## 【独立役員関係】

### 独立役員の人数

2名

## その他独立役員に関する事項

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は取締役に対する評価を、業務の執行状況等により総合的に行っておりますので、インセンティブは実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬の総額を、有価証券報告書、株主総会招集通知においておいて報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役報酬額は、平成21年5月26日開催の第24回定期株主総会において年額300百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また、当社の監査役報酬額は、平成9年9月30日開催の第12回定期株主総会において年額30百万円以内と決議いただけております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会上程議案の事前説明を実施するなど、十分な情報提供を常勤監査役や取締役等により行っています。なお、社外取締役のサポートは経理財務部門が、監査役の監査業務のサポートは、内部監査室及び経理財務部門が行っております。

### 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [\[更新\]](#)

当社の取締役は10名以内とする旨、定款に定めており、取締役数は8名(うち社外取締役2名)であります。取締役の任期は1年とし、成果を毎年評価することで各取締役の責任の明確化を図っております。当社の取締役会は、毎月1回定期的に開催しており、議長は社長が務めています。当社の取締役会においては、当社グループの経営の基本方針や法令で定められた事項、経営に関する重要事項等について多面的な検討により意思決定するとともに、業務執行に係る報告を行っております。

社外取締役2名は、弁護士と公認会計士・税理士であり、当社の取締役会における意思決定の適正性確保および各取締役の職務執行の監督機能の強化を図る目的で、平成26年5月および平成28年5月の定期株主総会で選任しております。

平成28年5月より、グループ経営体制のより一層の強化を図り、また、管理部門、教務部門、営業部門の緊密な連携による三位一体の経営体制により、今後のグループ全体の事業規模拡充路線を強力に推進することを目的として、執行役員制度を導入しております。

また、社外取締役を除く取締役と執行役員による経営政策会議を設置し、重要人事の決定、組織の変更、財務、重要な契約の締結等の当社グループにとって重要な事項について、決議することいたします。経営政策会議で決議された事項のみ、取締役会等への付議を含めた当社所定の手続きを経るものといたします。

また、経営政策会議で検討された事項については、その内容の如何に関わらず、協議内容を文書保存し、取締役及び監査役に報告することいたします。

なお、経営政策会議へは、常勤監査役がオブザーバーとして参加いたします。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役及び監査役制度を企業統治の軸とし、コーポレート・ガバナンス体制の充実・強化を図っていくことで、健全な成長を目指せるものと考えております。また、上記のとおり社外取締役及び社外監査役を選任したことに加え、経営政策会議を設置することで、取締役相互間の牽制を強化し、また、内部監査を専任人員が実施することで内部監査体制を充実させており、経営の監視機能は強化されたと判断し、現在の体制とし

ております。

### **III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況**

#### **1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況**

補足説明	
その他	株主総会においては、経営成績や事業概況等をスクリーンを用いて分かりやすくビジュアル化し、運営しております。

#### **2. IRに関する活動状況**

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則年2回、決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	代表取締役による投資家へのメッセージ、決算短信(含む各四半期)、その他適時開示資料、新聞・雑誌の当社関連記事等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署として広報IR室を設置しております。	
その他	各種IR関係資料等を適時株主の方々へ送付しております。	

#### **3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況**

補足説明	
環境保全活動、CSR活動等の実施	リゾー教育グループは、高い学力をはぐくむとともに、子どもたちの個性を開花させる「プラスワン教育」として、クラシック音楽公演、バレエ公演や様々な少年スポーツ大会等を主催し、芸術・文化・スポーツ活動の応援・支援を行うなど様々な社会貢献活動についても、積極的に推進しております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (1) グループ倫理憲章、コンプライアンス・マニュアルおよびコンプライアンス規程をはじめとするコンプライアンスに係わる諸規程を当社およびグループ会社(以下、「当社グループ」という)の役職員が遵守し、当社グループの役職員の職務執行が法令および定款に適合し、社会的責任を果たすべきことを周知徹底する。
  - (2) 当社グループのコンプライアンス体制を監督し改善するための組織として、コンプライアンス担当取締役を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。なお、当社グループのコンプライアンスに関する問題を相談または通報する内部通報窓口を設置し、コンプライアンス上の問題が生じた場合は、その内容等について取締役会および監査役会に報告する。
  - (3) 「経営政策会議」を設置し、当社グループの経営に係る重要事項について決議する。当該会議にて決議された事項が取締役会等への付議を含めた当社グループ所定の手続きを経ることで、取締役相互の牽制強化を図る。当該会議には常勤監査役も出席し、必要に応じて意見を述べるものとする。
  - (4) 社長直轄の内部監査室において、内部監査規程等に基づき当社グループの全部署を対象に業務活動を監視し、業務執行における法令遵守体制の向上に努める。
  - (5) 財務報告の適正性と信頼性を確保するために、法令等に従い財務報告に係る内部統制を整備し適切な運用に努める。
  - (6) 社会秩序や安全を脅かす反社会勢力とは、取引関係を含め一切の関係を遮断し、不当な要求については毅然とした対応を行い、これを拒絶する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書管理規程等の諸規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下「文書等」という)に記録し、保存する。取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

#### 3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのコンプライアンス、情報セキュリティ、災害、役務提供等に係るリスクについては、「リスク・コンプライアンス委員会」においてリスク管理を行うものとする。なお、当社グループに重大なリスクが顕在化した場合は、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定め、対応策を決定のうえ関係部門に実行を指示するものとする。

#### 4. 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時取締役会を毎月1回、臨時取締役会を隨時開催し、重要事項の決定および取締役の職務執行状況の監督を行う。また、取締役会において策定された当社グループの中期経営計画を踏まえ、毎事業年度ごとの予算編成や事業計画を定め、さらにグループ会社の進捗状況を検証する。

#### 5. 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおいて、法令遵守体制、リスク管理体制を構築するためにグループ倫理憲章を共有するとともに、関係会社管理規程に従い、子会社の組織、業務等の重要な事項については、当社の取締役会への報告、承認を得るものとする。なお、重要な事項の性質により、必要に応じて経営政策会議において先議するものとする

#### 6. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社が定める関係会社管理規程において、グループ会社の予算、収益、資金その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付け、グループ会社において重要な事象が発生した場合には、当社への報告を義務付ける。

#### 7. 監査役がその補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項ならびにその使用者の取締役からの独立性に関する事項、および監査役の使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が、その職務を補助すべき使用者が必要と判断する場合は、監査役の指揮命令に服し、その職務を補助する専属の使用者を配置するものとし、当該使用者は、監査役から指示された職務に関して、取締役および上長等の指揮、命令を受けない。  
また、当該使用者の人事異動は予め監査役の同意を得るものとする。

#### 8. 当社の取締役および使用者並びに子会社の取締役、監査役および使用者又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制

(1) 当社グループの取締役および従業員並びにグループ会社の監査役は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

(2) 当社グループの取締役および従業員並びにグループ会社の監査役は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社監査役に対して報告を行う。

(3) 内部監査室は定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

(4) 内部監査室は、当社の役職員からの内部通報の状況について、定期的に常勤監査役に対して報告する。

#### 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの役職員が監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めるとともに、監査役と代表取締役との定期的な意見交換、監査役と会計監査人との定期的な情報交換、監査役と内部監査室との連携を図るものとする。

#### 10. 監査役への報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

#### 11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

監査役会が、独自の外部専門家(弁護士・公認会計士等)を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支出するため、毎年、一定額の予算を設ける。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### (1) 基本的な考え方

不当な要求を行う反社会的勢力に対しては、その圧力に屈することなく毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力に対し、接触その他一切の関係を持たず、金銭その他のいかなる利益も供与いたしません。

### (2) 整備状況

整備状況としては「コンプライアンス規程」を制定し、基本的な考え方を明記するとともに、社内研修等においてその周知徹底を図り、社員教育に努めております。また問題の発生時には、関係行政機関や弁護士等の外部機関と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を構築しております。

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

### 該当項目に関する補足説明

当社は、現時点では買収防衛策を導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 [更新](#)

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

### (1) 適時開示方針

当社は、東京証券取引所の定める適時開示に関する規則に準拠した情報並びにその他の重要な情報を株主・投資者の皆様に対して平等・公平・公正な姿勢で、迅速、正確かつ公平に公開すると共に当社を理解していただくために有効な情報につきましても積極的に開示しております。

## (2) 適時開示に係る社内体制

開示情報の総合管理を行うため、取締役が情報取扱責任者の任に当たり、重要事実が発生したときには速やかにその内容が主管部門長ならびに情報取扱責任者へ報告が行われ、取締役会の承認・決議を経て、東京証券取引所・関東財務局へ情報公開を行います。

また、インサイダー取引防止につきましては、「内部情報及び内部者取引管理規程」を制定しており、規程に基づき内部情報管理を徹底しております。

### (3) 適時開示方法

適時開示に関する規則に該当する情報の開示は、同規則に従い、東京証券取引所への事前説明の後、東京証券取引所の提供する適時開示情報システム(TDnet)にて公開しております。また、決算短信・有価証券報告書等による開示、決算説明会の開催、ホームページを通じての情報提供等により、株主の皆様への迅速、正確かつ積極的な情報開示に努めております。

